

答申書

平成 29 年 7 月 11 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤田克



平成 29 年 7 月 11 日付け新広総第 211 号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

1. 新潟県の後期高齢者医療制度における医療費の適正化に向けた医療費分析に係る個人情報の取扱いについて

(1) 本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合であって、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとするもの（個人情報保護条例第 7 条第 3 項）

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合が、新潟県の後期高齢者医療制度における医療費の適正化に向けた医療費分析のために、市町村介護保険者という本人以外のものから収集することについては相当の理由があり、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認める。
--------	---

(2) 個人情報を収集した旨及び目的を本人に通知しないこととするもの（個人情報保護条例第 7 条第 4 項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--